

第2回三重県環境審議会三重県廃棄物処理計画部会における意見と対応方針

参考資料 |

委員	意見（要旨）	回答（要旨）	対応状況
1 花嶋委員	ＩＣＴの活用というのであれば、電子マニフェストの活用促進と、電子マニフェストを取り締まるためだけではなく、データをもつて活用できるような形にできたりいいのではないか。	電子マニフェストはひとつつのビッグデータになると考えている。課題として、電子マニフェストの活用が進んでもない業種があり、そこにターゲットを絞つて利活用が進むよう取り組むとともに、データをＩＣＴと連動させていきたい。 →取組方向 3「廃棄物の安全・安心の確保」	電子マニフェストの強みである汎用性を生かし、事業者等の業務の効率化につながるような取組を進めるとともに、ビッグデータ化された情報を廃棄物の適正処理や監視・指導につなげたため、日本産業廃棄物処理振興センターの協力を得ながら検討を行い、取組を進めます。
2 片野委員	認定リサイクル製品について、具体的にはどのような商品が多く購入されているのか。リサイクルはモノからモノが基本となると考える。リサイクル製品の認定でＰＲをしていくけば、販売ルートの確立や住民の方の意識も変わってくると思う。	多くはコンクリート二次製品となっている。製品数が伸び悩んでいるなか、製品数の拡大は必要と考えております。取り組みを進めていきたい。	リサイクル製品の認定制度を的確に運用し、利用促進を図るため、市町や事業者、関係機関などに対し認定リサイクル制度や同製品について広く情報提供を行います。また、同製品の品目拡大を進めるため、認定リサイクル製品の申請をめざす事業者に対し製品開発の技術的支援等を行います。
花嶋委員	認定リサイクル製品の活用促進について、「活用してください」だけでなく、予め県が活用する認定リサイクル製品のリストを公開するなど、県の積極的な態度が必要。	認定リサイクル製品のみならず、様々なリサイクル製品による市場が形成されるよう事業者との連携や支援を進めています。	認定リサイクル製品のみならず、様々なリサイクル製品による市場が形成されるよう事業者との連携や支援を検討していきます。
3 酒井委員	他部署と連携し県庁が一体となって取り組む必要があるという意見だと思う。	かかげ進めしていくが、それ以外にもリサイクル製品が活用されるよう、県としての方策を検討していきたい。	→取組方向 2「循環産業等の振興による 3R の促進」

委員	意見（要旨）	回答（要旨）	対応状況
小川 (喜) 委員 4	産業廃棄物の処理について、現場の管理者がどこまで排出事業者責任を認識しているか。大手の業者は縦割りで、環境安全の部署は認識しているが、現場監督はその認識が不足しているように感じたため、一層の教育が必要だとと思う。電子マニフェストとは別にイーリバースといふものがあり、現場はその両方を使用していることがある。	<ul style="list-style-type: none"> 元請業者への周知等が不足していることについて、当方も認識しており、これまで普及啓発を行つてきたが、引き続き処理責任を徹底して求め、適正処理につなげていきたいと考えている。電子マニフェストについては、建設系の利用率が低い状況で、分析しながら対応を検討していきたいと考えている。 現場の状況も把握しきれていない部分がある。今後、具体的な取組を検討していくなかで、実態について事業者から聞き取りをする他、改めて委員の皆様からお聞かせいただくなどし、計画に反映すべきところはしたい。 <p>→取組方向 1「パートナーシップにより取り組む 3 R」 →取組方向 3「廃棄物の安全・安心の確保」</p>	
酒井委員 5 片野委員	電子化されて楽になるはずが、システムどうしが連携されていなかったため、煩雑になつていることもあると思う。一本化されると楽になるとと思うので、県として整理のうえ使いやすい方法をご検討いただきたいという意見だと思う。	排出事業者の発言が強い。排出事業者に対して、排出事業者責任について周知を徹底すると、不法投棄等の防止や廃棄物の減量化につながると思う。	<p>資源循環を進めらるうえで環境負荷の低いサイクルが求められていることから、基本理念において温室効果ガス削減の観点からも廃棄物政策を進めることについて記載しました。また、モノの廃棄段階における対策だけでなく、資源の確保、生産、消費、再生、廃棄等に至るライフサイクル全体で資源循環の徹底を図り、資源のスマートな利用を促進することとし、資源循環に関わるさまざまな事業者との連携による取組を推進温室効果ガスの削減につなげています。</p> <p>→取組方向 2「循環産業等の振興による 3 R の促進」 →取組方向 4「廃棄物政策を通じた社会的課題の解決」</p>
6 堀川委員	S D G sについて、温暖化対策も大きな問題となつて いる。温暖化対策も項目として加えてはどうか。廃棄物と温暖化と関連性はでてくると思う。		

委員	意見（要旨）	回答（要旨）	対応状況
堀川委員 7	食品ロスについて、SDGsの観点からフードバンクや子ども食堂との連携が出てくると思うが、その項目がない。 SDGsの目標間がどう関連しているか、取組を進めはどうかというご意見だと思う。	ご指摘の内容は、食品ロス対策の推進のなかで捉えていきたい。 →取組方向4「廃棄物政策を通じた社会的課題の解決」	発生した未利用食品の活用のため、フードバンク活動や子ども食堂等、福祉部局と連携し取組を進めていきます。
酒井委員 8 吉住委員	災害廃棄物スペシャリストの育成を3年間やつていただきたい。市町では人事異動があるため、人材育成を今後も継続して取り組んでほしい。	3年間（平成28～30年度）の事業として、災害廃棄物のスペシャリストの人材育成について取り組んできました。昨年度も人材育成に取り組んできました。いつ災害が起るかわからないため、災害廃棄物の処理に精通する人材を確保し続けていくことが重要と考えている。	災害廃棄物処理に派遣された職員が現場で得たノウハウの蓄積を市町に共有するなど、災害廃棄物処理に精通した人材の育成・確保に取り組み、市町職員の災害対応能力の維持・向上を進めます。 また、新型コロナウィルス感染症などの感染拡大の状況下においても、市町において円滑な一般廃棄物の処理ができるよう、業務継続計画の策定促進など、市町の廃棄物処理施設整備及び維持管理について市町と連携して進めます。 →取組方向3「廃棄物の安全・安心の確保」
片野委員 9 花嶋委員	災害廃棄物処理について、コロナ対策を考慮すべき。県内で受け入れる場合、PCR検査するなどの事前の体制整備が必要。県南部は被害が多く発生する。水害は家庭ごみが大量に発生する。家庭ごみから虫が湧くなど、衛生管理の問題も出てくるため、具体的に決めなければならないと考える。	災害廃棄物処理は実際の現場で経験された方を講師に呼んで人材育成している。コロナの感染拡大防止と災害廃棄物の処理を考慮した事例も市町に情報提供しながら、備えていきたい。	ご意見を踏まえ、地域ごとに意見交換を開催し、市町と意見交換を行いました。処理困難物への対応や高齢化対策など、市町が直面する課題に連携して取り組んでいます。 →取組方向1「パートナーシップで取り組む3R」

委員	意見（要旨）	回答（要旨）	対応状況
花嶋委員 11	取組方向2の「循環産業等の振興による3Rの推進」について、廃棄物ありきでどう売るかではなく、公共が何をどれくらい買っているのかというデータがあれば、市場規模を想定し産業振興につながるのではないか。つまり、データの情報提供ができる、民間の力を活用し資源の循環につながると思う。	廃棄物ありきではないという方向で検討をしていったい。公共だけではマーケットを作るのは難しいのではないかと考えている。民間の事業者がデータを持つていて思って、県と事業者が連携して一緒に進めていきたいと考えている。	現時点においては、循環経済に係るまとめたデータが未整備であると認識しており、公共においても関係部局との連携ができるおらず、産業の動向に関する情報も不足している状況にあります。
酒井委員	次期計画は名称を変え、循環型社会の形成を推進を宣言するということだと思う。循環型社会をどう作るのかをいろいろな意見を取り入れ、反映できるものは反映してもらいたい。		このため、今後、広くリサイクル製品が活用されよう、情報収集に努めるとともに、PRや技術的助言など効果的な手法について検討を進め、関係部局、事業者や団体と連携し、循環産業の振興につなげていきます。 →取組方向2「循環産業等の振興による3Rの促進」
片野委員 12	日本も貧困率は高い。未来を担う子どもたちに食事は重要。SDGsに関連して、市町と連携しフードバンクや子ども食堂など食品ロス対策を中心に様々な取組をお願いしたい。	未利用食品の活用の取組として、食品提供事業者とフードバンク活動団体等との間で食品をマッチングするシステムを構築します。 →取組方向4「廃棄物政策を通じた社会的課題の解決」	
小川(和)委員 13	コロナ禍で、会社として子ども食堂をどう運営していくかが課題。本社からストップがかかっている状況で、県が基準を出すと動きやすくなると考えるが、県の動きを知りたい。	関係部署に状況を確認し、情報提供したい。	担当課である子ども・福祉部子育て推進課に確認をしたところ、コロナ禍における子ども食堂の運営に係る基準は設けていないとのことです。
小川(和)委員 14	ごみを出さないようにする必要があると考えており、市町によって補助があつたりするために、具として生ごみみたい肥化を推進してはどうか。	市町がそれぞれの事情を踏まえ細やかに対応していく。市町の意見も踏まえ検討していきたい。	生ごみの堆肥化については、必要に応じ市町に情報提供や技術的支援、助言等を行います。

委員	意見（要旨）	回答（要旨）	対応状況
15 酒井委員	<p>Society 5.0について、その概念は幅が広く、全てに対応するわけではないと思う。ICTを産業物行政にどう取り入れていくのかが重要である。時代が大きく動こうとしているなか、先を見越してどういふ意識でいるのか。</p>	<p>産業物処理においてICTを取り入れるのは事業者や市町の皆さんである。国では、実際にAIによる収集運搬のルートの効率化を検討・実験していたり、市町でアプリのチャット機能を活用し「ごみの分別方法など」を提供している事例がある。10年後を見据え、これから高齢者もスマートフォンを使うので、プラットフォームを作り情報提供することも方向の一つ。IoT技術をごみ処理施設の自動化やリサイクルの促進に取り入れ、コスト削減につなげることなども、事業者とともに取り組んできたい。</p> <p>→取組方向 5「3Rの促進に向けた基盤の整備」</p>	<p>市町と連携した、ごみ分別促進アプリの開発支援や、収集運搬事業のAI・IoT技術を使った最適化・効率化の検討、産業廃棄物税を活用した補助など、引き続きICTの活用について検討していきます。</p>
16 酒井委員			<p>南部地域は今後急激に高齢化が進むことが含まれていないと想われる。人口構成を含めて様々なデータに基づき、将来三重県がどうなつていてあるかを検討のうえ実効性のある計画を策定してほしい。</p> <p>県は市町の代わりはできないが、過疎化、高齢化対策についても、ICTが廃棄物の適正処理にも貢献できると考えられるので、市町と一緒に検討していきたい。</p> <p>→取組方向 1「パートナーシップで取り組む3R」</p>

参考資料2

三重県環境審議会三重県廃棄物処理計部会委員

氏名	所属・役職
おがわ かずゆき 小川 和之	株式会社ファミリーマート 中日本エリア本部 西東海リージョン 営業業務グループ
おがわ きみこ 小川 喜美子	一般社団法人三重県産業廃棄物協会 理事 (塩浜運送株式会社 代表取締役)
かたの のりゆき 片野 宣之	一般社団法人三重県清掃事業連合会 会長 (有限会社三功 代表取締役社長)
こばやし さよこ 小林 小代子	三重県食生活改善推進連絡協議会 会長
さかい としのり 酒井 俊典	三重大学大学院生物資源学研究科 教授 (部会長)
しきくら ひであき 宍倉 秀明	きれいな伊勢志摩づくり連絡会議 会長
にしむら とうぶ 西村 統武	マックスバリュ東海株式会社 総務部 部長
はなしま あつこ 花嶋 温子	大阪産業大学デザイン工学部環境理工学科 准教授 (部会長代理)
ほりかわ かつよし 堀川 勉良	井村屋株式会社 取締役 生産技術部長
ももせ のりこ 百瀬 則子	一般社団法人中部SDGs推進センター 副代表理事
やすかわ あつし 安川 敦	三重県産業廃棄物対策推進協議会 (旭化成株式会社 製造統括本部鈴鹿製造所 環境安全部 部長)
よしづみ みちひろ 吉住 充弘	三重県清掃協議会 (津市環境部環境政策課 課長)

(50音順 敬称略)

参考資料3

三重県環境審議会条例（抄）

（設置）

第一条 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条第一項の規定に基づく審議会
その他の合議制の機関として、三重県環境審議会（以下「審議会」という。）を置き、
その組織及び運営に関しては、同条第二項の規定に基づき、この条例の定めるところに
よる。

（組織）

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

（委員）

第三条 委員は、環境の保全に関し学識経験のある者、県議会の議員及び関係行政機関の
職員のうちから、知事が任命する。

2 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の
委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第四条 審議会に、会長一人及び副会長二人を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた順序で、
その職務を代理する。

（会議）

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の三分の一以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数が決し、可否同数のときは、議長の決すると
ころによる。

（専門委員）

第六条 審議会に、環境の保全に関する専門の事項を調査させるため、専門委員を置くこ
とができる。

2 専門委員は、専門の学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

（部会）

第七条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に所属する委員がこれを互選する。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に所属する者のうちからあらかじめ部会長が指
名した者が、その職務を代理する。

（幹事）

第八条 審議会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、知事が指定する部内の職及び三重県教育委員会事務局の職にある者をもって充てる。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(雑則)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。